

宮城県屋外広告物 安全点検ガイドライン



宮城県土木部都市計画課

令和6年8月

はじめに

近年、老朽化等による屋外広告物の落下事故が全国的に多発しており、屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。

屋外広告物は雨や風、強い日差し等の厳しい自然環境にさらされており、見かけ上は一見問題ないように見えても、知らず知らずの間に劣化が進行しているものです。これらを放置すると、落下事故につながり、時には人身を危険にさらすことも考えられます。もしも皆様が所有・管理していた看板が落下し、第三者に被害を及ぼした場合は、長年築き上げてきた企業や店舗の信頼を一瞬で失うことになりかねません。また、多額の賠償金や風評により、事業継続が脅かされる事態となる可能性もあります。

近年の屋外広告物をとりまく状況を踏まえ、宮城県では屋外広告物条例の一部を改正し、平成30年4月から新たに屋外広告物の安全点検を義務づけることとしました。

さらに、令和6年11月からは、表示・設置後10年以内の屋外広告物についても、安全点検の強化を行いました。

「宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン」は、屋外広告物の点検の実効性を高めるため、安全点検における点検箇所や点検項目等を取りまとめたものです。本書を参考に、屋外広告物のオーナーや、看板業者の皆様には適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。

目 次

■ 屋外広告物の安全点検制度

■ 屋外広告物の安全点検義務……………	2
■ 安全点検の対象となる屋外広告物……………	3
■ 安全点検の方法、時期、実施者……………	4
■ 安全点検の点検箇所及び点検項目……………	6
■ 安全点検記録の作成及び保管……………	10
■ 安全対策の実施……………	11

■ 屋外広告物の種類と安全点検のポイント

■ 突出看板……………	13
■ 建植看板・アーチ看板……………	20
■ 壁面看板……………	27

■ 参考資料

■ 安全点検結果の報告様式（参考）……………	33
■ 屋外広告物の表示（設置）に関する問い合わせ先……………	46

屋外広告物の安全点検義務

屋外広告物を設置する者、所有する者及び占有する者は、広告物が汚れたり壊れたりしないように常に注意し、汚れや損壊が生じた場合はすぐに清掃、修繕し、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。そのため、定期的な安全点検を行い、広告物を適切に管理することが重要です。

宮城県屋外広告物条例（以下、「条例」といいます。）第12条の3では、一定の屋外広告物を除き、許可の有無にかかわらず、全ての屋外広告物に定期的な安全点検を義務付けています。また、許可を得て設置する屋外広告物については、許可の更新の際に、この安全点検の結果を提出しなければなりません。

「宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン」は、屋外広告物の安全点検の実効性を高めるとともに、屋外広告物の許可事務の適切な運用を図るため、点検箇所や点検項目等、安全点検に関する考え方をまとめたものです。

○宮城県屋外広告物条例（抜粋）

第12条（管理義務）

広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第12条の3（点検）

広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士等に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 広告物等を所有し、又は占有する者が、屋外広告士等に、表示又は設置の日から起算して十年を経過していない広告物等を点検させる場合は、前項本文の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、目視による点検をもって、同項本文の点検に代えることができる。ただし、目視による点検では十分でないとき知事が認めるときは、この限りでない。

3 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前2項の点検の結果の提出を求めることができる。

注 意

「宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン」は仙台市を除く宮城県内の地域に表示又は設置される屋外広告物について適用するものです。

仙台市の地域においては仙台市屋外広告物条例が適用されますので、仙台市内に設置する屋外広告物の安全点検については、仙台市にお問い合わせください。

安全点検の対象となる屋外広告物

安全点検の対象となる屋外広告物は、宮城県屋外広告物条例施行規則（以下、「規則」といいます。）で定める簡易なもの及び条例第5条第1項で禁止地域、禁止物件及び許可地域の規制から除外されるものを除くすべての屋外広告物となります。

〔安全点検の対象となる屋外広告物（条例第12条の3、規則第9条の3）〕

安全点検が必要な屋外広告物	安全点検が不要な屋外広告物
・ 右以外の全ての屋外広告物	・ はり紙 ・ 広告幕 ・ 立看板 ・ 移動広告物 ・ アドバルーン ・ 条例第5条第1項各号に掲げる屋外広告物 ・ 法令の規定により表示し、又は設置するもの ・ 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物 ・ 公職選挙法に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件 ・ 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの

安全点検の方法、時期、実施者

安全点検の方法

■ 標準点検

規則第9条の3第3項に掲げる資格等を有する者※が、屋外広告物に概ね60センチメートル以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により、外部及び内部等について、点検するものです。

※「資格等を有する者」は、5ページの「安全点検の実施者」を参照

■ 目視点検

標準点検と同じ資格等を有する者が、屋外広告物に近づき、目視により、外部（必要がある場合は内部）について、点検するものです。

安全点検の時期

屋外広告物の所有者等は、日常の補修その他必要な管理に加え、屋外広告物の表示・設置や改造などをしたとき、表示・設置後は3年以内ごとに安全点検を行うことが義務づけられています。また、災害の発生時等、事故の発生のおそれがある場合も点検を実施する必要があります。

なお、規則等で定められた点検時期は下記の表のとおりとなりますが、これとは別に、実効性のある点検を年1回程度実施することが望ましいといえます。

〔安全点検の時期及び方法（規則第9条の3、第9条の4）〕

変更、改造時	災害の発生時 又は 災害の発生後※	屋外広告物表示・設置年数	
		10年以内	10年超 又は 設置年数不明
標準点検	目視点検	3年以内ごとに 目視点検	3年以内ごとに 標準点検
	上記点検で安全性の判断ができない場合は、標準点検を実施		

※「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象で、屋外広告物の安全性に影響を与えるおそれがあるものをいいます。

安全点検の実施者

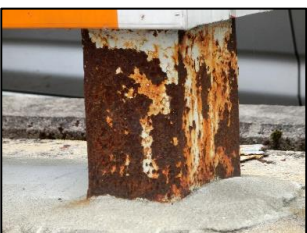
屋外広告物の安全点検にあたって、標準点検を実施する場合は、条例の定めにより、屋外広告士等、一定の知識を有する者に行わせなければなりません。

〔標準点検をする者に必要な資格等（規則９条の３）〕

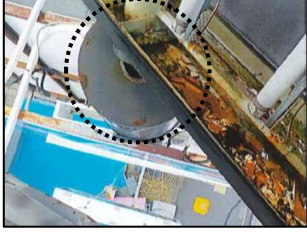
- 屋外広告士
- 自治体が行う屋外広告物講習会の修了者（電柱類広告を点検する者に限る）
- 広告美術科に係る職業訓練指導員免許を所持する者
- 一級又は二級広告美術仕上げ技能士
- 広告美術科に係る職業訓練修了者
- 一級又は二級建築士で自治体が行う屋外広告物講習会の修了者
- 第一種又は第二種電気工事士（電柱類広告を点検する者に限る）
- 日本屋外広告業団体連合会等が行う屋外広告物点検技能講習の修了者

安全点検の点検箇所及び点検項目

基礎部・上部構造

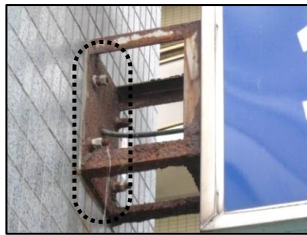
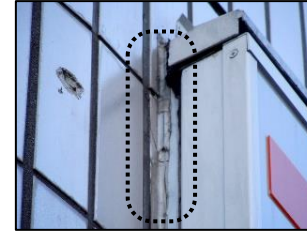
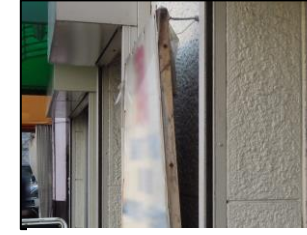
〈点検項目〉 ・上部構造全体の傾斜、ぐらつき等	 上部構造全体が傾斜した状態	 上部構造全体が傾斜した状態
〈点検項目〉 ・基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき等	 基礎にクラックが入った状態	 根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態
〈点検項目〉 ・鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等	 支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著な状態	 支柱根元の腐食が進行した状態

支 持 部

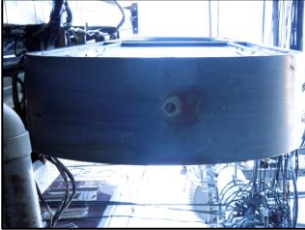
〈点検項目〉 ・鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形、隙間等	 鉄骨接合部（溶接部）が腐食している状態	 （左図拡大）
	 鉄骨接合部（プレート）が破損している状態	 （左図拡大）

〈点検項目〉 ・鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落等	 ボルトのゆるみや欠落した状態  （左図拡大）
--	---

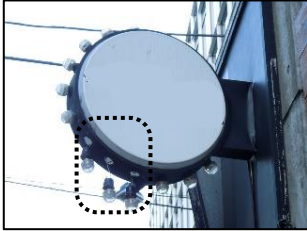
取 付 部

〈点検項目〉 ・アンカーボルト及び取付部プレートが腐食、変形等	 所定の場所にアンカーボルトがない状態  取付部プレートが腐食している状態
〈点検項目〉 ・溶接部の劣化、コーキングの劣化等	 取付部の溶接部が劣化している状態  コーキングが劣化した状態
〈点検項目〉 ・取付対象部（柱、壁、スラブ）及び取付部周辺の異常等	 壁面にひびが生じた状態  壁面との間に隙間が生じた状態

広 告 板

〈点検項目〉 ・表示面板、切り文字（※）等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等 ※シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等。	 表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態	 表示面板が変形（たわみ）した状態
〈点検項目〉 ・側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等	 表示面板押さえのさびが進行した状態	 （左図拡大）
〈点検項目〉 ・広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等	 広告板底部の腐食が進行した状態	 （左図拡大）
	 水抜き孔が詰まった状態	 （左図拡大）

照 明 装 置

〈点検項目〉 ・照明装置の不点灯、不発光等（※） ※電球がつかない状態を不点灯、蛍光灯やネオンがつかない状態を不発光という。	 ランプ球の一部が不点灯の状態	 ネオンの一部が不発光の状態
〈点検項目〉 ・照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等	 ソケットが垂れ下がった状態	 ソケットが垂れ下がった状態
〈点検項目〉 ・周辺機器（※）の劣化、破損等 ※ 分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等。	 変圧器（トランス）のさびが進行した状態	 配線が劣化し、ショートした状態

そ の 他

〈点検項目〉 ・付属部材（※）の腐食、破損等 ※装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品 ・避雷針の腐食・損傷等	 振れ止め棒が変形した状態	 （左図拡大）
	 幕材を張る部材が破損した状態	 （左図拡大）

安全点検記録の作成及び保管

屋外広告物の安全点検を実施した場合は、その結果を記録し、当該屋外広告物が除去されるまで保管します。また、条例に基づく許可を受けて設置している屋外広告物については、許可の更新時に、更新手続前3か月以内に安全点検を実施し、下記の内容を記した安全点検の結果及び関係書類を添付して、更新の許可を申請しなければなりません。

なお、33ページに安全点検報告書の様式を掲載しています。様式は、宮城県のホームページからダウンロードすることができます。

〔安全点検の記録内容〕 ※詳細は様式を確認してください。

- 屋外広告物の種類及び設置場所
- 点検年月日（電柱類広告以外は更新手続前3か月以内に点検したものに限り）
- 点検者の氏名
- 点検箇所、点検項目、異常箇所の有無
- 異常箇所の改善状況 など

〔安全点検の記録に添付する書類（規則第9条の3）〕

- 点検を実施することができる者であることを証する書面の写し（資格証など）
- 屋外広告物の全景を撮影したカラー写真（点検後に撮影したもの）
- 各点検箇所のカラー写真（点検時に撮影したもの）
- 異常が認められた場合は、修繕前後にそれぞれ撮影したカラー写真

注1）電柱類広告の場合は資格証の写しは不要。

注2）面積が1㎡以内の電柱類広告は写真の添付は不要。

■安全点検報告書の様式ダウンロードはこちらから

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html>

宮城県 屋外広告物



安全対策の実施

日常点検

厳しい自然にさらされている屋外広告物は、突然異常が生じる場合があります。条例で定められた専門業者による定期点検も重要ですが、広告物に異常が生じた場合に、所有者や管理者がすぐに気づくことが事故を未然に防ぐことにつながります。そのためには、屋外広告物の状態を把握できるよう、日常的に点検することが大切です。

危険防止の措置

屋外広告物の安全点検の結果、異常が認められたときは、次のような危険防止等の措置を講じてください。

■ 経過観察

屋外広告物の老朽化等が認められるが、安全性に問題ない場合は、今後注意して状況を確認するなどの経過観察を行います。

■ 計画的改善措置

屋外広告物の老朽化等が進行し、改善の必要性が認められるが直ちに公衆に危険を及ぼすおそれのない場合は、次の安全点検の時期までに補修を行うなど、計画的に改善を図っていきます。

■ 補修又は除却

屋外広告物の老朽化等により、倒壊又は落下等により公衆に危害を及ぼすおそれのある場合は、直ちに補修又は除却等の必要な措置を講じます。

〔危険防止の措置と許可の更新〕

安全点検の結果による更新許可の可否判断は以下のとおりとなります。

危険防止の措置	更新許可の判断
経過観察	許可
計画的改善措置	条件付許可（改善措置を条件とする）
補修又は除却	不許可（補修を行うことにより許可）

緊急措置

第三者に危害を与えるおそれがある屋外広告物を発見した場合は早急に次のような危害防止の措置を講じてください。

〔危害防止の措置〕

- ①立入禁止の処置を行う（カラーコーンを立てる、規制線を張る など）。
- ②見張りを立てる。
- ③人通りの多い場所は警察に連絡しておく。
- ④専門業者に連絡し、修繕などの対応を行う。

除 却

屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者又は占有者は屋外広告物の表示をやめる場合には、屋外広告物を除却しなければなりません。屋外広告物が管理されないまま放置されると、老朽化が進み、倒壊や落下の恐れが高まり大変危険です。また、屋外広告物を除却する場合は、表示面を取り除くだけではなく、支柱や骨組みも除却する必要があります。

なお、許可を受けて設置した固定広告物等を除却した場合は、届け出なければなりません。

屋外広告物の表示板面だけでなく、骨組みを含めて除却する必要があります。



〔点検ができる資格者をお探しの場合〕

下記の業界団体に相談していただくことができます。

- ・ 宮城県屋外広告美術協同組合
- ・ 東北ネオン電気事業協同組合

TEL : 022-257-0437

TEL : 022-241-6630

看板落下事故の例

平成27年2月、札幌市でビルから飲食店の看板が落下し、通行人に意識不明の重体を負わせる事故が発生した。事故発生約2時間前に別の通行人からこの飲食店の責任者に看板部品の一部とみられるものが落下しているとの通報があったものの、目視確認では異常が確認できなかったため、責任者は立入禁止などの処置を講じなかった。札幌地裁はこれを事故の予見が十分可能であったにもかかわらず確認作業が不十分であったとして店の責任者に罰金40万円の判決を言い渡した。

■ 突出看板

定 義

「突出看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、壁面から突き出して取り付けられたものをいいます（袖看板ともいいます）。

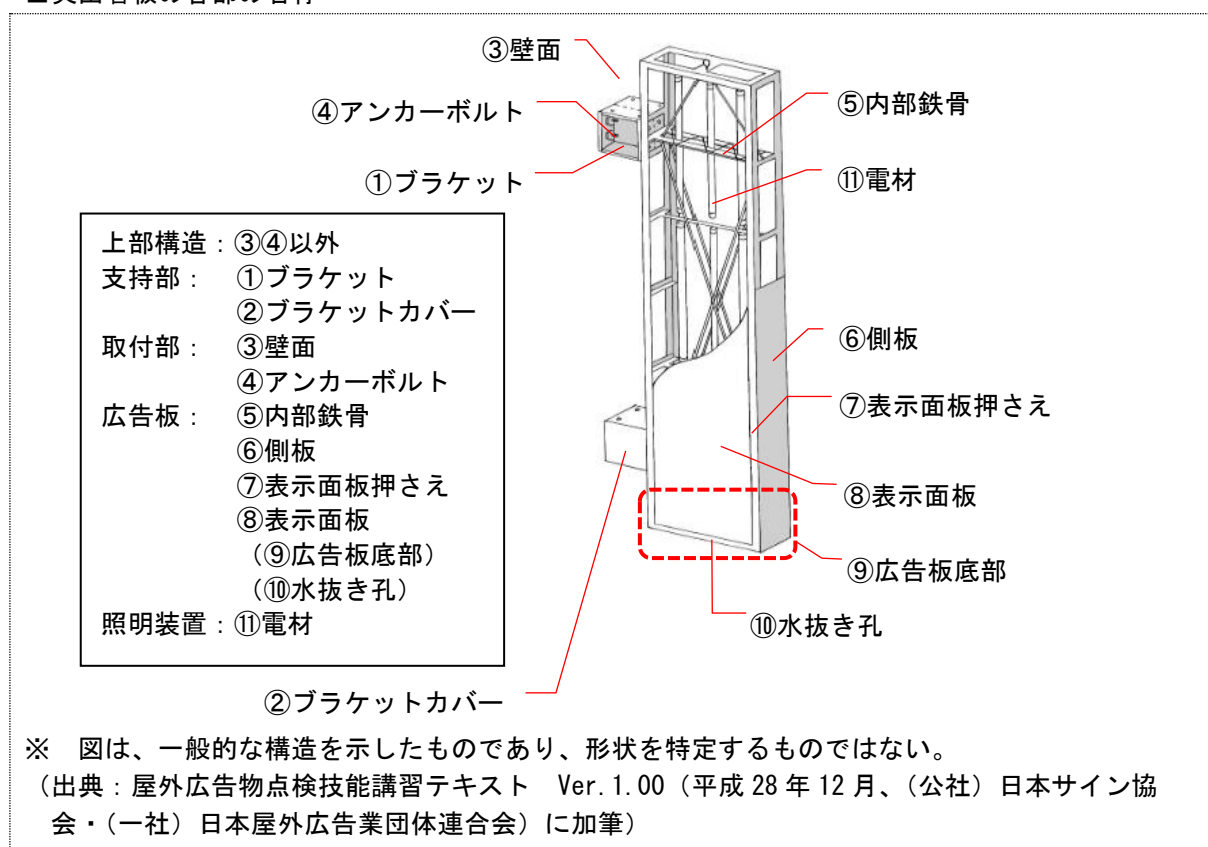
特 性

突出看板は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、広告板内部やブラケットカバーで覆われた支持部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、常に風雨や直射日光等にさらされていることなどから、経年劣化がしやすいです。

■ 突出看板の例



■ 突出看板の各部の名称



劣化等が起こりやすい箇所

支持部・取付部

- ブラケットの変形やアンカーボルトのゆるみ・脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となります。
- ブラケット、アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滞水や塗装の劣化等によって起こり、広告板落下の要因となります。
- ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になります。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなります。
- 建物壁面の躯体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となります。
- 防水のため充填されたコーキングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で支持部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となります。

■劣化等の状態

支持部

〈鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態

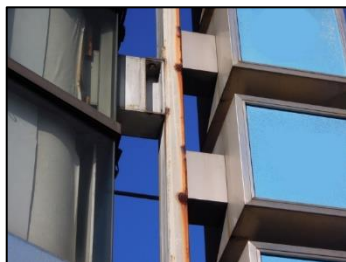


ブラケットカバーにさびが進行した状態

■劣化等の状態



支持部が腐食した状態



支持部が腐食した状態

〈鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落〉



ボルトのゆるみや欠落した状態

取付部

〈アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形〉



壁面に取付部の汚ダレが見られる状態

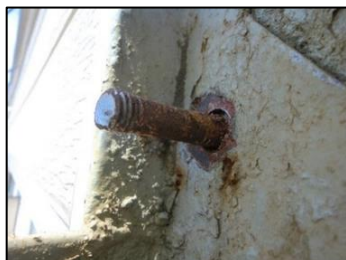


所定の場所にアンカーボルトがない状態



所定の場所にアンカーボルトがない状態

〈溶接部の劣化、コーキングの劣化等〉

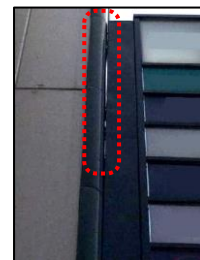


アンカーボルトのさびが進行し、ネジ山が欠損した状態



コーキングが劣化した状態

〈取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常〉



壁面との間に隙間が生じた状態

広 告 板

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となります。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滞水の要因となります。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となります。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となります。

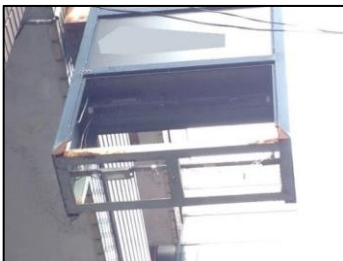
屋外広告物の種類と安全点検のポイント（突出看板）

- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となります。
- アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となります。

■劣化等の状態

広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が欠落した状態



表示面板が外れかかり、押された表示面板押さえが変形した状態



表示面の塗装が剥離、箱文字の落下も懸念される状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板底面が腐食、破損、変形した状態



側板の腐食が進行した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面にさびが発生した状態



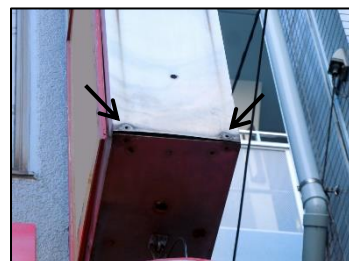
側板底面が破損した状態



表示面板押さえが変形した状態



側板底面が欠損した状態



ビスが欠落し、側板が外れかかった状態

照 明 装 置

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となります。

■劣化等の状態

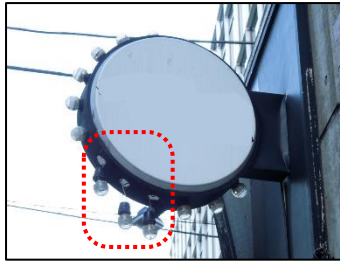
照明装置

〈照明装置の不点灯、不発光〉



ランプ球の一部が不点灯の状態

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



ソケットが垂れ下がった状態

付 属 部 材

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となります。

■劣化等の状態

付属部材

〈付属部材の腐食、破損〉



振れ止め棒が変形した状態

安全点検のポイント

特に重要な確認箇所

- ブラケット
- ブラケットカバー
- 広告板底部
- 水抜き孔

■ 突出看板の特に重要な確認箇所



ブラケット



ブラケットカバー



広告板底部



水抜き孔

現地確認のポイント

- 外側からブラケット、広告板内部、取付部が確認できない場合には、ブラケットカバーや広告板底部の腐食、壁面のさび等の汚ダレが目安となります。こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食の進行が懸念されます。
- 水抜き孔が詰まっている場合には、さびの剥離が生じる著しい腐食、広告板内部に水が滞水し、広告板底部の腐食の進行が懸念されます。
- 表示面板の伸縮・劣化は、アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となります。
- 照明の不点灯は、配線不良や漏電等に起因する場合があるため、電気設備の不具合が懸念されます。

■突出看板における危険な状態の代表的な例

1. 上部構造



屋外広告物本体の傾き

2. 支持部



ブラケット・取付部の腐食（ブラケット）

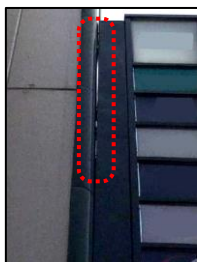


ブラケット・取付部の腐食（ブラケットカバー）

3. 取付部



壁面の汚ダレ



屋外広告物・壁面の隙間、壁面のひび、はらみ、浮き

4. 広告板



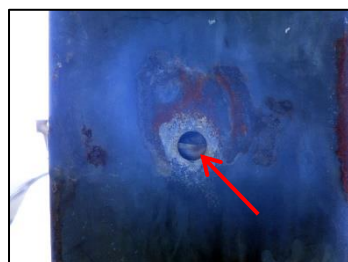
表示面板のひび、破損、変形（たわみ）、外れ、継ぎ目（隙間）



側板・表示面板押さえの変形・破損・部材の欠落



広告板底部の腐食

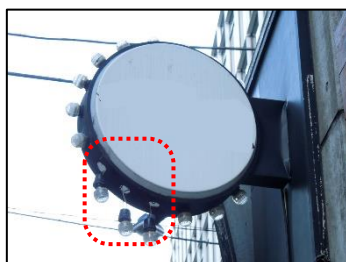


水抜き孔の詰まり

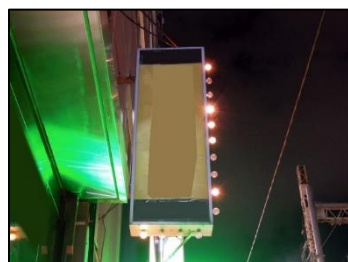
5. 照明装置



その他
（塗装剥離、腐食など）



照明器具の傾き、外れ



照明の不点灯

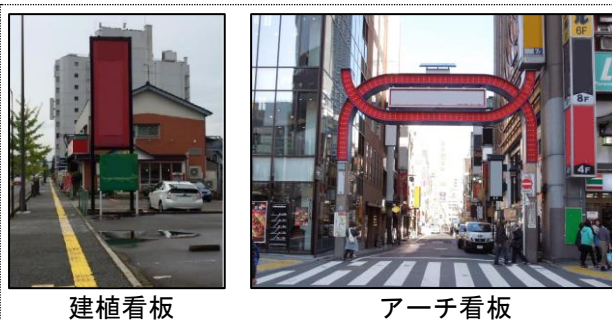
■ 建植看板・アーチ看板

定 義

「建植看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、地上に建てられたものをいいます（野立看板、自立広告物、または形状によりポール看板ともいいます）。

「アーチ看板」とは、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件を利用して、広告内容を表示するものをいいます。基本構造は、建植看板に準じています。

■ 建植看板・アーチ看板の例



建植看板

アーチ看板

特 性

建植看板は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、支柱内部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や融雪剤等により支柱根元の腐食が促進されること、風や振動で支柱根元や支柱・広告板接合部に金属疲労が生じることなどから、経年劣化しやすくなっています。

アーチ看板は、特に、支柱内部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や融雪剤等により支柱根元の腐食が促進されることなどから、支柱根元が経年劣化しやすくなっています。

■ 建植看板・アーチ看板の各部の名称

上部構造：①以外

基礎部：①基礎部分・根巻き

⑬支柱根元

支持部：②支柱・広告板接合部

③支柱・付属部材接合部

⑫支柱

広告板：④内部鉄骨

⑤側板

⑥表示面板押さえ

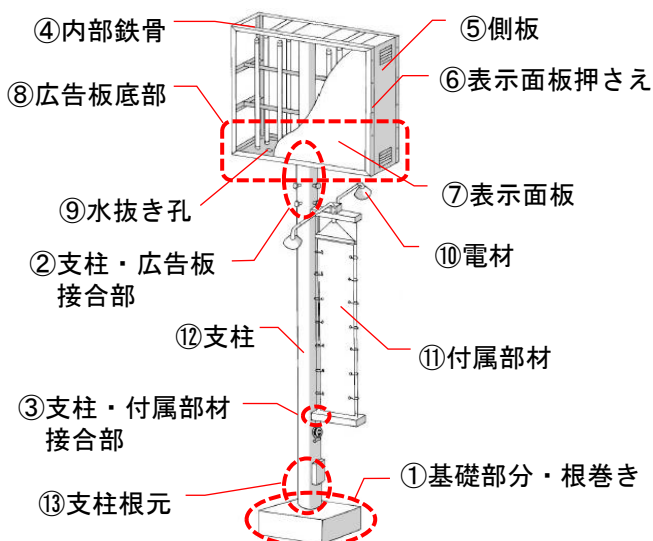
⑦表示面板

⑧広告板底部

⑨水抜き孔

照明装置：⑩電材

その他：⑪付属部材



※1 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

※2 アーチ看板は、建植看板を準用する。

（出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00（平成 28 年 12 月、（公社）日本サイン協会・（一社）日本屋外広告業団体連合会）に加筆）

劣化等が起こりやすい箇所

基礎部・上部構造

- 支柱根元内部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、支柱根元付近からの転倒の要因となります。支柱根元外側の腐食は、犬の尿や融雪剤等によって促進されることがあります。
- 支柱と基礎部分・根巻きに生じた隙間、支柱のぐらつきは、振動や雨水の滞水等の影響によって起こり、基礎コンクリートにひびや剥離が発生してコンクリート内部で腐食が進行し、支柱根元付近からの転倒の要因となります。

■劣化等の状態

基礎部・上部構造

〈上部構造全体の傾斜、ぐらつき〉



上部構造全体が傾斜した状態

〈基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき〉



根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態



基礎にクラックが入った状態

〈鉄骨のさび発生、塗装の老朽化〉



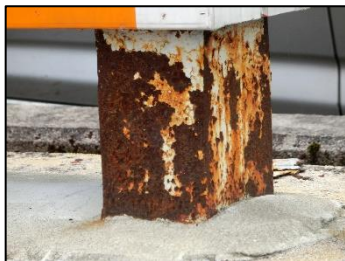
根巻きコンクリートが劣化し、欠けた状態



支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著な状態



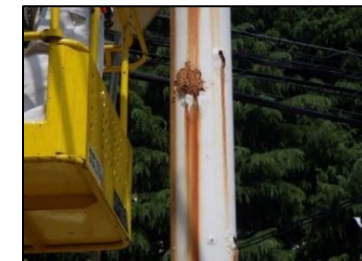
支柱根元の腐食が進行した状態



支柱根元の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態

■劣化等の状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱にさびが発生した状態

支 持 部

- ブラケットや支柱・広告板接合部の腐食、ボルトの腐食・ゆるみ・脱落、溶接部の破断は、部材同士の隙間に浸入した水の滞水や塗装の劣化、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となります。
- ブラケットの変形は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となります。
- ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になります。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなります。

■劣化等の状態

支持部

〈鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットカバーが外れかかった状態



支柱・広告板接合部の腐食が進行した状態



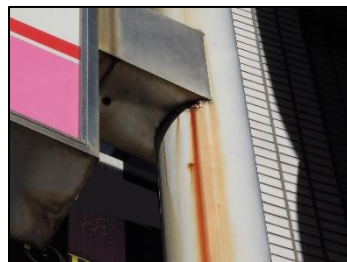
支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・ブラケット接合部が腐食した状態



支柱・ブラケット接合部に汚ダレが見られる状態

広 告 板

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となります。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滞水の要因となります。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となります。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となります。
- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となります。
- アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となります。

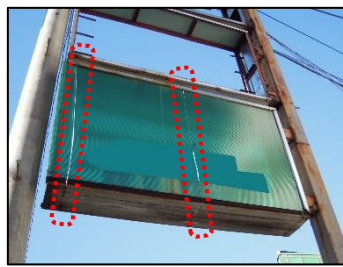
■劣化等の状態

広告板

〈表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態



外れかかった表示面板を針金で固定した状態



シート材がはがれかかった状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板底面の腐食が進行した状態



側板の腐食が進行した状態



表示面板押さえのさびが進行した状態

照明装置

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となり、ひいては火災や感電等の事故の要因となります。

■劣化等の状態

照明装置

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



蛍光灯のホルダーが破損した状態

〈周辺機器の劣化、破損〉



変圧器（トランス）のさびが進行した状態

照明装置

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となります。

■劣化等の状態

付属部材

〈付属部材の腐食、破損〉



幕材を張る部材が破損した状態

安全点検のポイント

特に重要な確認箇所

- 支柱根元
- 支柱・広告板接合部

■建植看板・アーチ看板の特に重要な確認箇所



支柱根元



支柱・広告板接合部

現地確認のポイント

- 外側からブラケット、支柱・広告板接合部、広告板内部が確認できない場合には、ブラケットカバーや広告板底部の腐食、支柱・広告板接合部のさび等の汚ダレが目安となります。こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食の進行が懸念されます。
- 水抜き孔が詰まっている場合には、さびの剥離が生じる著しい腐食、広告板内部に水が滞水し、広告板底部の腐食の進行が懸念されます。
- 表示面板の伸縮・劣化は、アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となります。
- 照明の不点灯は、配線不良や漏電等に起因する場合があるため、電気設備の不具合が懸念されます。

■建植看板・アーチ看板における危険な状態の代表的な例

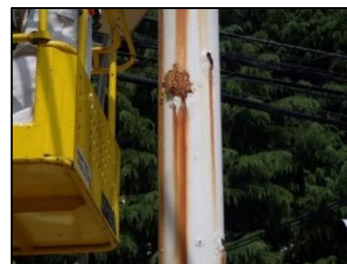
1. 基礎部・上部構造



屋外広告物本体の傾き

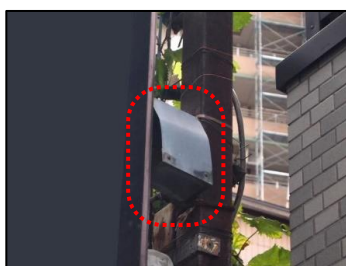


支柱根元の腐食、支柱と基礎部分・根巻きに生じた隙間、支柱ぐらつき



その他（支柱の腐食など）

2. 支持部



ブラケット・取付部の腐食（ブラケットカバー外れ）



支柱・広告板接合部の腐食・隙間

3. 広告板



表示面板のひび、破損、変形（たわみ）、外れ、継ぎ目（隙間）



広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり



その他（塗装剥離、腐食など）

壁面看板

定義

「壁面看板」とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建物壁面に直接取り付けられたものをいいます。

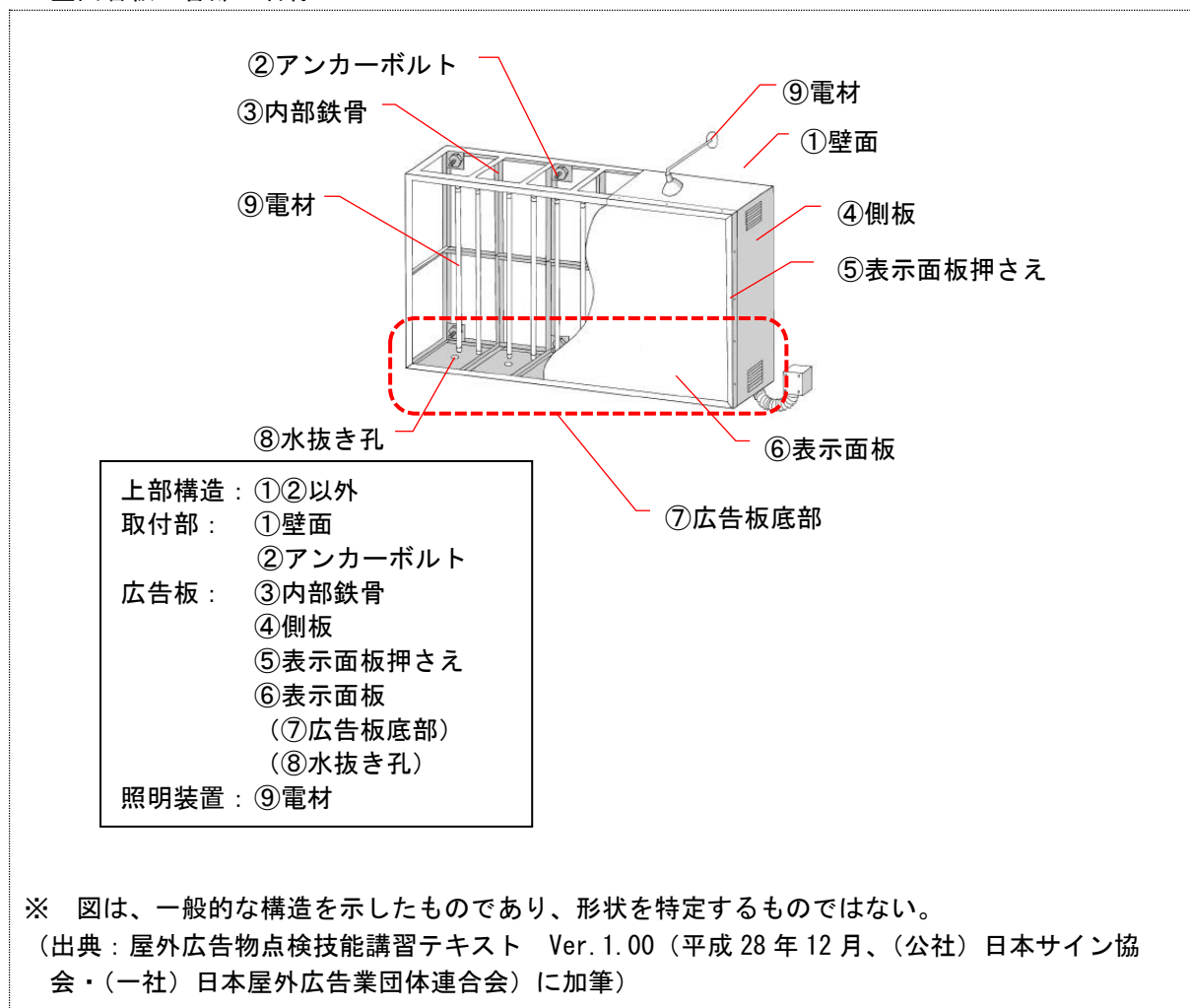
特性

壁面看板は、広告板で広範囲に覆われて取付部が外側から確認できないため、安全性の確認が難しいものとなっています。

■壁面看板の例



■壁面看板の各部の名称



劣化等が起こりやすい箇所

取付部

- アンカーボルトのゆるみや脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となります。
- アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滞水等によって起こり、広告板落下の要因となります。
- 建物壁面の躯体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となります。
- 防水のため充填されたコーキングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で広告板内部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となります。

■劣化等の状態

取付部

〈アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形〉



取付部の腐食が進行、汚ダレが見られる状態



金具が劣化した状態



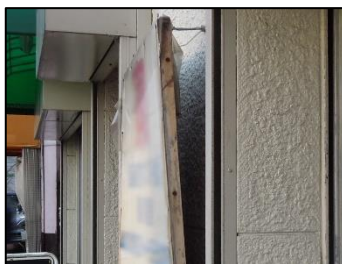
金具が劣化した状態

〈溶接部の劣化、コーキングの劣化等〉



広告板と壁面との隙間のコーキングが劣化した状態

〈取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常〉



壁面との間に隙間が生じた状態

広 告 板

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となります。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滞水の要因となります。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となります。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となります。
- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となります。
- アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となります。

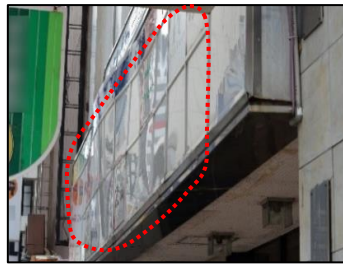
■劣化等の状態

広告板

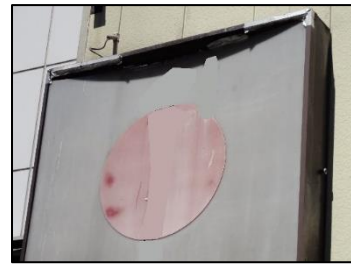
〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が破損（ひび割れ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態

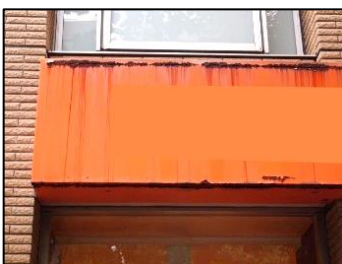


表示面板が変形（たわみ）し、継ぎ目に隙間が生じた状態



表示面板が外れかかり、継ぎ目に隙間が生じた状態

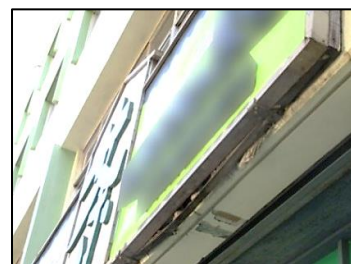
〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板の腐食が進行した状態



側板底面の腐食が進行した状態



側板底面が破損した状態

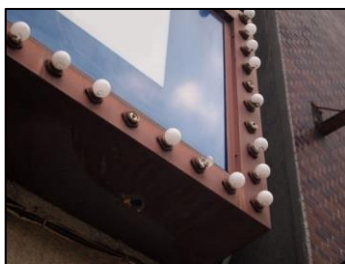
照明装置

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となります。ひいては火災や感電等の事故の要因となります。

■劣化等の状態

照明装置

〈照明装置の不点灯、不発光〉



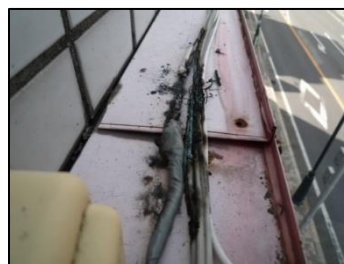
ランプ球が破損した状態

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



ソケットが垂れ下がった状態

〈周辺機器の劣化、破損〉



配線が劣化し、ショートした状態

安全点検のポイント

特に重要な確認箇所

- 側板、表示面板押さえ
- 表示面板の継ぎ目

■ 壁面看板の特に重要な確認箇所



側板



表示面板押さえ



表示面板の継ぎ目

現地確認のポイント

- 外側から広告板内部、取付部が確認できない場合には、広告板底部の腐食、壁面のさび等の汚ダレが目安となります。こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食の進行が懸念されます。
- 水抜き孔が詰まっている場合には、さびの剥離が生じる著しい腐食、広告板内部に水が滞水し、広告板底部の腐食の進行が懸念されます。
- 表示面板の伸縮・劣化は、アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となります。
- 照明の不点灯は、配線不良や漏電等に起因する場合があります、電気設備の不具合が懸念されます。

屋外広告物の種類と安全点検のポイント（壁面看板）

■壁面看板における危険な状態の代表的な例

1. 上部構造



屋外広告物本体の傾き

2. 取付部



さびなどの汚ダレ



屋外広告物・壁面の隙間、壁面のひび、はらみ、浮き

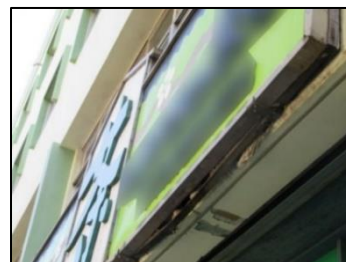
3. 広告板



表示面板のひび、破損、変形（たわみ）、外れ、継ぎ目（隙間）



側板・表示面板押さえの変形（ゆがみ、隙間）



側板・表示面板押さえの腐食、破損・部材の欠落

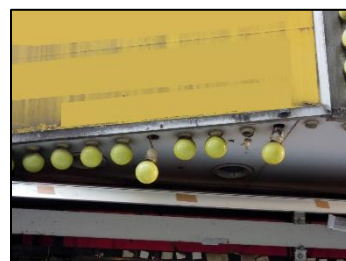


広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり

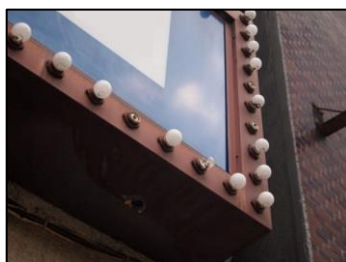


その他（塗装剥離、腐食など）

4. 照明装置



照明器具の傾き、外れ



照明の不点灯

安全点検報告書の様式

〔安全点検報告書（規則第9条の3、様式第6号の2）〕

様式第6号の2（第9条の3関係）

(第1面)
安全点検報告書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

報告者 住所

電話番号

氏名又は名称

屋外広告物の状況について、点検を実施したので、点検の結果を提出します。

表示又は設置場所	(地名地番) 宮城県				
	(住居表示) 宮城県				
現許可年月日	年 月 日	許可番号	指 令 第 号	現許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
点検報告事由	☐ 新規許可 ☐ 更新許可 ☐ 変更許可 ☐ 災害発生時 ☐ その他 ()				
点検実施者	住所	資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)			
	電話番号	☐ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの) ☐ 一級又は二級広告美術仕上げ技能士 ☐ 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) ☐ 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 ☐ 屋外広告物点検技能講習修了者 ☐ 屋外広告物講習会修了者 * ☐ 第一種又は第二種電気工事士 *			
	氏名				
	資格番号 (各資格に付された登録番号等)				
	点検した広告物等の整理番号 ()				
	住所	資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)			
	電話番号	☐ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの) ☐ 一級又は二級広告美術仕上げ技能士 ☐ 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) ☐ 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 ☐ 屋外広告物点検技能講習修了者 ☐ 屋外広告物講習会修了者 * ☐ 第一種又は第二種電気工事士 *			
	氏名				
	資格番号 (各資格に付された登録番号等)				
	点検した広告物等の整理番号 ()				
点検結果	別紙のとおり				

注意

- 1 報告者は広告物等の所有者又は占有者です (点検実施者ではありません。)
- 2 本様式は1の申請につき1部作成してください。
- 3 点検実施者が上欄に掲げる資格を有することを証する書面の写しを添付してください (電柱類広告の点検の場合は不要です。)

(第2面)

点検結果

整理番号		点検日	年 月 日	点検方法	☐ 目視 ☐ 目視・触診・打診・検査
広告物等の種類	☐ 屋上広告物 ☐ 電柱類広告	☐ 壁面広告物（壁面看板・突出看板） ☐ その他（	☐ 独立広告物（建柱看板・アーチ看板） （電気的設備の有無 ☐ 有 ☐ 無）		
表示・設置後の経過年数	☐ 表示・設置後経過年数_____年 / ☐ 表示・設置後経過年数不明				
点検箇所	点検項目		内部の点検	異常の有無	修繕の概要（異常有の場合）
① 基礎部 上部構造部	1 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
② 支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
③ 取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
④ 広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
⑤ 照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
	3 周辺機器の劣化、破損等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
⑥ 付属部材等	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥除けその他付属品）の腐食、破損等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 避雷針の腐食、損傷等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
⑦ その他	その他点検した事項等（		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）

注意

1 点検した広告物等が複数ある場合、第2面から第5面は、1の広告物ごとに1部作成し、整理番号を記載してください（電柱類広告を除く）。

2 点検項目について異常の有無に✓印を入れ、有の場合は修繕の内容を記載してください。

3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「異常の有無」の欄に斜線を引いてください。

4 表示・設置後の経過年数が10年以上（規則第3条第2項第5号ロの場合は、当該建築物等を設置した日からの経過年数）又は経過年数不明の広告物等は、内部の点検が必要です。

(第3面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写真	備考
点検時 ①基礎部及び 上部構造部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ②支持部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ③取付部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

(第 4 面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写真	備考
点検時 ④広告板		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ⑤照明装置		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ⑥付属部材等		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況

注意

1

申請前 3 月以内に撮影したカラー写真を添付してください（電柱類広告を除く。）。

2

整理番号は第 2 面と同じ番号を記載してください。

3

広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。

4

写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

(第5面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写真	備考
点検後の全景		
(異常箇所ある場合) 修繕前		
(異常箇所ある場合) 修繕後		■修繕時期 年 月

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

〔安全点検報告書（記入例）〕

様式第6号の2（第9条の3関係）

（第1面）
安全点検報告書

令和7年2月1日

宮城県仙台土木事務所長 殿

報告者 住所 電話番号 022-211-3132
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
氏名又は名称 株式会社 宮城広告 代表取締役 宮城太郎

屋外広告物の状況について、点検を実施したので、点検の結果を提出します。

表示又は設置場所	(地名地番) 宮城県 多賀城市〇丁目〇番地〇号				
	(住居表示) 宮城県 多賀城市〇丁目〇番〇号				
現許可年月日	令和5年3月1日	許可番号	仙土指令 第〇〇〇〇号	現許可期間	令和5年3月1日から 令和7年2月28日まで
点検報告事由	☐ 新規許可 ☐ 更新許可 ☒ 変更許可 ☐ 災害発生時 ☐ その他（ ）				
点検実施者	住所 宮城県仙台市青葉区〇丁目〇番〇号 電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇 氏名 (株) みやぎ看板 担当：〇〇〇〇 資格番号（各資格に付された登録番号等） 第〇〇〇〇号 点検した広告物等の整理番号 (①)		資格の名称（※は電柱類広告の場合のみ選択可能） ☒ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの） ☐ 一級又は二級広告美術仕上げ技能士 ☐ 職業訓練修了者（広告美術科に係るもの） ☐ 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 ☐ 屋外広告物点検技能講習修了者 ☐ 屋外広告物講習会修了者 ※ ☐ 第一種又は第二種電気工事士 ※		
	住所 宮城県多賀城市△丁目△番△号 電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇 氏名 宮城 太郎 資格番号（各資格に付された登録番号等） 修了証番号第〇〇号 点検した広告物等の整理番号 (②)		資格の名称（※は電柱類広告の場合のみ選択可能） ☐ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの） ☐ 一級又は二級広告美術仕上げ技能士 ☐ 職業訓練修了者（広告美術科に係るもの） ☐ 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 ☒ 屋外広告物点検技能講習修了者 ☐ 屋外広告物講習会修了者 ※ ☐ 第一種又は第二種電気工事士 ※		
点検結果	別紙のとおり				

注意
1 報告者は広告物等の所有者又は占有者です（点検実施者ではありません。）。
2 本様式は1の申請につき1部作成してください。
3 点検実施者が上欄に掲げる資格を有することを証する書面の写しを添付してください（電柱類広告の点検の場合は不要です。）。

＜記入要領＞

【全体】

- 1 点検報告書は原則として1の許可につき1葉作成してください。
- 2 令和7年1月31日までは旧様式も使用できますが、令和7年2月1日以降は、必ず新様式を使用してください。旧様式で提出された場合は、更新（新規）許可ができません。

【第一面】

「報告者」

実際に窓口申請に来た方ではなく、広告物の所有者又は占有者※を記載してください。個人の方は氏名、法人の方は法人の名称を記入してください。

※占有者＝原則として、広告物の表示者又は設置者を言います。

「表示又は設置場所」

原則として地名地番を記入し、住居表示は地名地番と異なる場合に記入してください。

「現許可年月日」「許可番号」「現許可期間」

現在既に許可を受けている内容（例えば更新申請に添付する報告の場合は、今回の更新ではなく前回許可の内容）について記入してください。

「点検報告事由」

該当するものにチェックしてください。

「点検実施者」

実際に点検した方について記入してください。

法人や団体に所属している方の場合、住所、電話は所属組織のものを記入いただいても構いませんが、氏名又は名称の部分に法人名（又は団体名）と点検を実施した個人名両方を記入してください。

「資格の名称」

点検を実施した方の保有している資格で該当するものにチェックしてください。

複数選択可能ですが、申請する屋外広告物を点検することができる資格の選択が必要です。

「点検実施者」

複数記入しても構いません。ただし、点検した屋外広告物は記入した資格で点検を実施することができるものでなければなりません。

「点検した広告物等の整理番号」

点検を実施した屋外広告物ごとに適当な番号や記号を適宜つけ、第2面～第5面に、その整理番号に対応する屋外広告物の点検結果を記載してください。

(第2面)

点検結果

整理番号	①	点検日	令和6年12月20日	点検方法	☐ 目視 ☒ 目視・触診・打診・検査
広告物等の種類	☐ 屋上広告物 ☐ 壁面広告物（壁面看板・突出看板） ☒ 独立広告物（建植看板・アーチ看板） ☐ 電柱類広告 ☐ その他（ ） （電氣的設備の有無 ☐ 有 ☒ 無）				
表示・設置後の経過年数	☒ 表示・設置後経過年数 18 年 / ☐ 表示・設置後経過年数不明				
点検箇所	点検項目		内部の点検	異常の有無	修繕の概要（異常有の場合）
① 基礎部 上部構造部	1 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき等		☐ 実施 ☒ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☒ 無	修繕済・修繕予定(令和7年1月)
	2 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等		☐ 実施 ☒ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☒ 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等		☒ 実施 ☐ 対象外	☒ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	鉄骨部材交換
② 支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間等		☒ 実施 ☐ 対象外	☒ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定(令和7年1月) 鉄骨部材交換
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落等		☒ 実施 ☐ 対象外	☒ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	鉄骨部材交換
③ 取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
④ 広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等		☐ 実施 ☒ 対象外	☒ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定(令和7年2月) 文字の一部にかすれあり
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等		☐ 実施 ☒ 対象外	☒ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	ビス締め直し
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等		☒ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☒ 無	
⑤ 照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
	3 周辺機器の劣化、破損等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
⑥ 付属部材等	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥除けその他付属品）の腐食、破損等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）
	2 避雷針の腐食、損傷等		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	
⑦ その他	その他点検した事項等（ ）		☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）

注意

1

点検した広告物等が複数ある場合、第2面から第5面は、1の広告物ごとに1部作成し、整理番号を記載してください（電柱類広告を除く）。

2

点検項目について異常の有無に✓印を入れ、有の場合は修繕の内容を記載してください。

3

広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「異常の有無」の欄に斜線を引いてください。

4

表示・設置後の経過年数が10年以上（規則第3条第2項第5号ロの場合は、当該建築物等を設置した日からの経過年数）又は経過年数不明の広告物等は、内部の点検が必要です。

＜記入要領＞

【第2面】

「整理番号」

1 葉の報告書で複数の点検結果を報告する場合、第2面～第5面は、原則として広告物ごとに作成してください。

「点検日」

実際に点検を実施した日を記入してください。点検日は申請前3か月以内に実施したものでなければなりません。

「点検方法」

実施した点検の方法にチェックしてください。点検の実施時期ごとに実施すべき点検方法が異なりますので注意してください（4ページを参照）。

◇目視点検の場合：「目視」

◇標準点検の場合：「目視・触診・打診・検査」 にチェック

「広告物等の種類」

該当するものをチェックし、壁面広告物、独立広告物については括弧内に記載されているもののうち当てはまるものに○をつけてください。

また、電氣的設備の有無をチェックしてください（電氣的設備は特殊照明装置を含む電球、LED、モーター等、電気によって稼働する部位全てを指します。）。

「表示・設置後の経過年数」

屋外広告物を物理的に設置してから経過した年数を記入してください。

例えば、屋外広告物の骨組みは15年前に設置し、表示面板は5年前に追加設置して5年前から許可を受けているような場合、経過年数は15年となります。

「内部の点検」

表示・設置後10年を超える広告物については必ず実施してください。

ただし、「点検箇所」や「点検項目」に、構造的に内部が存在しない場合は、当該箇所・項目については内部の点検は不要ですが、その場合“対象外”にチェックを入れてください。

「異常の有無」

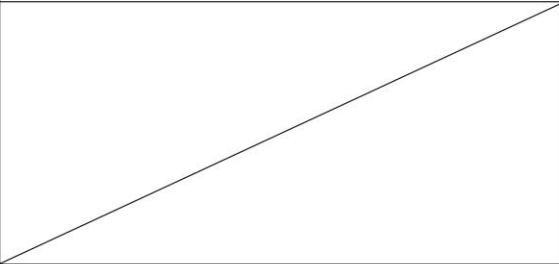
異常があった場合は「異常の有無」欄の「有」にチェックを入れ、「経過措置」か「要修繕」を丸で囲んでください。

なお、屋外広告物の形状により該当する箇所・項目がないものについては点検不要ですが、その場合「異常の有無」欄に斜線を引いてください。

「修繕の概要」

異常ありとした場合、修繕済・修繕予定のいずれかに丸を付けた上で、実施予定年月を記載してください。

〔以下は例として第3面を表示していますが、第4面も同じです〕

(第3面)		
広告物等の現況写真等		
整理番号	①	
項 目	写真	備考
点検時 ①基礎部及び 上部構造部	基礎  上部構造  鉄骨 	■異常の有無 ☒ 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況 ・基礎はぐらつきなし。 ・上部構造は異常ないが、鉄骨接合部に腐食・サビ。
点検時 ②支持部	 	■異常の有無 ☒ 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況 ・鉄骨接合部に腐食・サビ。 ・支柱は異常なし。
点検時 ③取付部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況

注意

- 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。

<記入要領>

【第3面・第4面】

「写真」

点検箇所ごとに写真（少なくとも1枚以上）を貼り付けてください。

また、写真は点検時に撮影したものを添付してください。点検時に撮影したものでない場合は、更新（新規）許可ができません。

写真枚数が多く添付しきれない場合などは、別途任意の様式を使用し提出してください。

なお、屋外広告物の形状により該当する箇所・項目がない場合は、「写真」欄に斜線を引いてください。

「備考」

異常の有無に丸を付けてください。

異常があった場合は、「経過措置」か「要修繕」を丸で囲んでください。

また、点検結果の状況を簡単に記入してください。

※ 点検の結果、修繕が必要な場合は修繕を行ってください。禁止広告物に至っている場合（倒壊や落下のおそれがある、破損・老朽化・塗料の剥離が激しいなど）は更新（新規）許可ができませんので、適切な管理・修繕をお願いします。

(第5面)

広告物等の現況写真等

整理番号	①	
項 目	写真	備考
点検後の全景		
(異常箇所ある場合) 修繕前		
(異常箇所ある場合) 修繕後	修繕後に、修繕箇所を 撮影した写真	■修繕時期 令和7年1月

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください（電柱類広告を除く。）。
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

＜記入要領＞

【第5面】

「点検後の全景」

点検後に撮影した、広告物の全景写真を貼り付けてください。

「修繕前」「修繕後」

修繕前・修繕後の写真を貼り付けてください。

修繕箇所が多いなど、写真枚数が多く添付しきれない場合などは、原則として修繕箇所ごとに第五面を作成してください。

「備考」

「修繕後」の「備考」欄は、修繕時期を記載してください。

屋外広告物の表示(設置)に関する問い合わせ先

屋外広告物を表示する場所ごとに担当の窓口が下記のとおり定められています。

広告物を表示する場所	担当窓口	住所及び電話番号
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原土木事務所 (行政班)	大河原町字南 129-1 TEL : 0224-53-3903
塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村	仙台土木事務所 (行政班)	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 1-2 TEL : 022-297-4117
大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町	北部土木事務所 (行政班)	大崎市古川旭 4 丁目 1-1 TEL : 0229-91-0732
登米市	東部土木事務所 登米地域事務所 (行政班)	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 TEL : 0220-22-2494
石巻市、女川町	東部土木事務所 (行政班)	石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地 TEL : 0225-94-8692
気仙沼市、南三陸町	気仙沼土木事務所 (行政班)	気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 TEL : 0226-24-2539
大和町	大和町 都市建設課	黒川郡大和町吉岡まほろば 1 丁目 1-1 TEL : 022-345-7504
栗原市	栗原市 建設部建設課	栗原市築館薬師 1 丁目 7-1 TEL : 0228-22-1152
東松島市	東松島市 復興政策部 復興都市計画課	東松島市矢本字上河戸 36-1 TEL : 0225-82-1111 (代表)
屋外広告物制度全般	県庁土木部都市計画課 行政班	仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1 TEL : 022-211-3132

※注 意

仙台市の区域には、宮城県屋外広告物条例は適用されず、仙台市屋外広告物条例が適用になります。宮城県と仙台市の条例では、規制や基準が異なる場合がありますのでご注意ください。

〔仙台市内のお問い合わせ〕

仙台市都市整備局計画部都市景観課 (TEL : 022-214-8288)

宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン

令和6年8月

宮城県土木部都市計画課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-3132

